

## バイク(原動機付自転車)・小型特殊自動車の登録・廃車・変更の手続きに必要なもの

各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で手続きしてください。受付時間/月～金(祝日除く) 8:30～17:15

	登録される方の印鑑	販売証明書(押印要)	譲渡証明書(押印要)	標識交付証明書	廃車届済証明書	ナンバープレート
販売店から購入した車両を登録する場合	○	○				
他人から譲り受けた車両を登録する場合(廃車手続きが完了している物件)	○		○		○	
他人から譲り受けた車両を登録する場合(廃車手続きがされていない物件)	○		○	○		
登録された車両を廃車する場合	○			○		○

※他市で登録された車両もいなべ市で廃車することができます。

### よくある質問にお答えします!

#### ナンバープレートを紛失した場合はどうするといいの?

Q

バイク(原動機付自転車)を廃車したいのですがナンバープレートを紛失してしまいました。ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできますか?



A

ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできます。各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課にある「軽自動車等てん末書」に紛失の事由等を記入して、廃車の申請をしてください。

Q

#### 盗まれたバイクの税金はどうなるの?

バイク(原動機付自転車)を盗まれてしまいました。どうすればいいのですか?



A

警察に盗難届を出した後、各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で廃車の手続きをしてください。その際、警察署発行の「盗難証明書」を提出するか、盗難届の届出番号などをお聞きしますので、メモしておいてください。また、軽自動車税には月割り制度がないため、納めた税金をお返しすることはありません。廃車の手続きをしないと、次年度以降も引き続き課税されますので、ご注意ください。

問員弁庁舎 課税課 T74-5830 F74-5859

## 国民健康保険

### 国民健康保険料の納入(仮算定と本算定)

国民健康保険料は、5・6月と8月以降の毎月の年間10期に分けて納めることになっています。保険料は納期限までに納めましょう。

#### 仮算定…1期(5月)と2期(6月)

仮算定は、年度当初の財源を確保することで健康保険財政の円滑な運営や、納入義務者の納期1回あたりの負担を軽減するために設けられています。

#### 本算定…毎年8月

前年中の所得を基礎に、その年の1年間(4月から翌年の3月)の保険料が確定されます。確定された保険料額から仮算定の保険料額を差し引いた額を、8月以降の残りの納期に分けて納めることとなります。

納期限	4月	5月 (6月2日)	6月 (6月30日)	7月	8月 (9月1日)	9月 (9月30日)	10月 (10月31日)	11月 (12月1日)	12月 (12月25日)	1月 (2月2日)	2月 (3月2日)	3月 (3月25日)
納期	—	第1期	第2期	—	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
		仮算定			本算定							

※1期・2期と3期以降では保険料額が異なることがあります。

※仮算定額が本算定額より多い場合は、過納金を還付します。

問北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334